

平成 18 年 7 月 11 日

行政手続法の施行状況に関する調査結果（概要）
－ 地方公共団体 －

総務省では、行政手続法の的確な施行・運用を推進するため、地方公共団体（全都道府県及び抽出した 47 市）が、同法の適用がある処分について審査基準、標準処理期間及び処分基準を設定しているか等を調査しましたので、その結果を公表します。

【第 1 調査の目的、調査対象機関等】

○調査時点

平成 17 年 3 月 31 日現在

○調査対象機関（具体的な調査対象団体名は調査結果本体別表 1 を参照）

- ① 全都道府県（47 団体）
- ② 各都道府県における政令指定都市及び県庁所在市以外の市で、人口が 3 番目に多い市（47 団体）※前回調査（平成 14 年 3 月 31 日時点）とは異なる。

（注） 国の行政機関が行っている処分等に関する調査結果については、平成 18 年 5 月 15 日に公表済み。

【第 2 調査結果】

1 申請に対する処分

（1）審査基準の設定状況

（詳細は調査結果本文 P2～参照）

【審査基準】

申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

○各調査対象団体における審査基準の設定率の分布状況

区分	80%以上	60%以上 80%未満	60%未満	（参考） 全国平均
都道府県	17	30	0	78.4%
（参考：前回）	(33)	(14)	(0)	(81.7%)
調査対象市	12	23	12	66.9%

※ 調査対象市については、前回と対象が異なるため比較できない。

(2) 標準処理期間の設定状況

(詳細は調査結果本文P3～参照)

【標準処理期間】

申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間

○各調査対象団体における標準処理期間の設定率の分布状況

区分	80%以上	60%以上 80%未満	40%以上 60%未満	40%未満	(参考) 全国平均
都道府県	1	39	7	0	67.3%
(参考：前回)	(1)	(38)	(8)	(0)	(66.7%)
調査対象市	0	13	18	16	45.9%

※ 調査対象市については、前回と対象が異なるため比較できない。

2 不利益処分

○処分基準の設定状況

(詳細は調査結果本文P4～参照)

【処分基準】

不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

○各調査対象団体における処分基準の設定率の分布状況

区分	80%以上	60%以上 80%未満	40%以上 60%未満	40%未満	(参考) 全国平均
都道府県	1	40	6	0	67.1%
(参考：前回)	(3)	(44)	(0)	(0)	(72.3%)
調査対象市	5	24	15	3	61.0%

※ 調査対象市については、前回と対象が異なるため比較できない。

このほか、審査基準、標準処理期間、処分基準を公にしている状況、聴聞・弁明手続の実施状況などについて調査（詳細は調査結果本文を参照）。

(本件に関する照会先)

- 担当部局：総務省行政管理局 行政手続・制度調査室
- 担当者：平野課長補佐、中澤係長、深川係員
- 電話：03-5253-5349（直通）